

YUBISUI NEWS

No. 95
2019

【特集】澤田社長が行く！セルフコントロール術



社労士からのアドバイス

パワハラ対策

相続事例

相続人が認知症になってしまったら

TOPICS

消費税率の引上げと資金繰りへの影響

ゆびすいの取り組み

PCの使い方編

CONTENTS

Information	02
社労士からのアドバイス パワハラ対策	03
相続事例 相続人が認知症になってしまったら	06
澤田社長が行く！ セルフコントロール術	07
TOPICS 消費税率の引上げと資金繰りへの影響	09
ゆびすいの取り組み PC の使い方編	11
Y N Gセミナーのご報告	15

お知らせ

本年度も文化庁主催の宗教法人実務研修会講師を受託しました。

宗教法人等の法人事務担当者の方々を対象に毎年、文化庁と各開催県が共催で開催される宗教法人実務研修会の講師を今年度も受託いたしました。(6年連続)

2019年度の各地区における開催県は以下の通りです。

地 区	開催県	日 時	会 場
北海道・東北	秋田県	令和元年 11月 13日(水)・14日(木)	秋田ビューホテル
関東甲信越静	千葉県	令和元年 11月 5日(火)・ 6日(水)	千葉市文化センターアートホール
	山梨県	令和元年 9月 12日(木)・13日(金)	ベルクラシック甲府
近畿・中部	富山県	令和元年 10月 2日(水)・ 3日(木)	富山県民会館
	和歌山県	令和元年 10月 8日(火)・ 9日(水)	ダイワロイネットホテル和歌山
中国・四国	鳥取県	令和元年 11月 26日(火)・27日(水)	とりぎん文化会館
	広島県	令和元年 10月 10日(木)・11日(金)	広島 YMCA国際文化センター
九州	熊本県	令和元年 11月 7日(木)・ 8日(金)	TKP ガーデンシティネストホテル熊本
	鹿児島県	令和元年 9月 4日(水)・ 5日(木)	ホテルウェルビュー鹿児島

詳細は文化庁サイトをご確認ください。<http://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/kenshukai.html>

Information

税理士法人 仙台支店開設のお知らせ

本年7月1日に、かねてよりご要望をいただいておりました税理士法人の仙台支店を仙台事務所内に新しく開設いたしました。

これまで東京支店からの対応のため、何かとご不便をおかけしておりましたが、今後は仙台事務所においても税務に関するご相談に応じることができる体制が整いました。

なお、税理士法人の仙台支店長には、佐々木寿裕を任命いたしましたので、宜しくお願い申し上げます。

仙台事務所は、平成2年に「指吸会計センター株式会社 仙台

支所」として開設し、主に東北地方のお客さまのご支援のおかげをもちまして、来年で三十年目を迎えます。

その間、学校法人、社会福祉法人、宗教法人などの公益法人のお客さまに、法人運営に関するさまざまなサービスをご提供して参りました。今後は税務に関するサービスもご提供申し上げる所存でございますので、今後ともご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。

また、近隣で税理士をお探しのお知り合いがございましたら、ご紹介いただければ幸いに存じます。

税理士法人ゆびすい 仙台支店 電話(022)257-2411 FAX(022)792-0512

東京事務所がリニューアルしてワンフロアとなりました

東京事務所は、飯田橋プラーノステージビルディングの4階（受付、応接、会議室）と9階（執務室）を使用してまいりました。入居時は税理士法人と指吸会計センターのみでしたが、社会保険労務士法人、司法書士法人、行政書士法人の50名もの大所帯となり、また、受付と執務室のフロアが離れているため、来客時にご不便をおかけしておりました。今年5月末で9階の別テナントが退去するのを機に、思い切って9階のワンフロアへ集約することといたしました。

新たな試みとして、個人ロッカーや新規デスクを導入してフリーアドレスを実施しました。

毎日違う席となり、終業時に机の上をきれいに整理して帰ることから、見た目だけでなく資料等の整理にも役立っており、実践するなかで好評なようです。

また、30名収容だった研修室が、約60名収容可能となり、応接室も2部屋から3部屋に増えました。

これを機に、ぜひ一度、弊社のセミナーやご相談にお立ち寄りください。お待ちしております。



社労士からの
アドバイス

パワハラ対策

はじめに

少し前にハラスメントに関するドラマが放送されていました。人間関係のもつれなどから発生する様々なハラスメントが毎回登場し、解決していく内容でした。なかには相手を陥れるためにハラスメントだといって訴えるケースもあり、様々なケースがありました。パワーハラスメント(以下、パワハラ)、セクシャルハラスメント(以下、セクハラ)、アルコールハラスメントなどなど。ドラマではなかったですが、スメルハラスメントやハラスメン

トハラスメントなどもあります。スメルハラスメントとは臭いで相手に不快を与えるハラスメントだそうです。夏場は特に注意しないと自分ではなかなか気がつきにくいので怖いですね。

さて、ハラスメントはたくさん種類があり、30種類程度あるとも言われています。今回はその中のパワハラについて書いていきたいと思います。

パワーハラスメントの定義

厚生労働省によると職場のパワハラとは、「同じ職場で働く者に対して、①職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、②業務の適正な範囲を超えて、③精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」とされています。

なお、上司から部下に対するものに限らず、職務上の地位や人間関係といった「職場内の優位性」を背景にする行為が該当しますので、部下から上司、同僚から同僚というケースもあり得ます。

ただし、業務上必要な指示や注意・指導が行われている場合はパワハラに該当しません。「業務の適正な範囲」を超える場合にパワハラに該当するとされています。したがって、多少

言葉が悪かったり、言い方がきつくても一般的に業務に必要な内容であればパワハラにはなりません。

例えば、「〇〇さんはこのチェックをおろそかにしている。だから離婚されるんだ」などと業務に関するを超えて、人格に関するなどを言うと「業務の適正な範囲」を超え、パワハラに該当します。一方、「〇〇さんはこのチェックが甘いだろ!だから同じミスをしてしまうんだ。ここをこうしてみて。」の場合はどうでしょうか?この場合は人格否定と相手が受け取ってしまう恐れのある言葉は使っておらず、「業務の適正な範囲」と言えます。ただし、「わーかーるーだーろー!馬鹿野郎」と怒鳴る行為は人格否定になる可能性が高いのでアウトです。

それでは、パワハラについて
もう少し詳しくみていきましょう >>



社労事業部
社会保険労務士
前田 慎介



パワハラ6類型

パワハラには大きく6つの種類があるとされています。

種類	例
①身体的な攻撃	殴る・蹴る・けがをさせる
②精神的な攻撃	脅迫する・執拗に叱る・ひどい暴言を浴びせる・机をたたいて威圧する・不要だと言う
③人間関係からの切り離し	隔離する・仲間外れにする・無視する・別室で仕事させる・デマを流す・フェンスを作り、話しかけられない雰囲気を作る
④過大な要求	無理なノルマを課す・妨害する・一方的に残業するなど・一部の職員にのみ多大な業務量を課す
⑤過小な要求	業務上の合理性なく、単純作業しかやらせない・業務に精通しているにも関わらず意見を求める
⑥個の侵害	プライベートなことに口出しする・飲み会に強制させる・お土産の強要・人前で服装や見た目を悪く言う

実録Q&A

Q.「指導」と「パワハラ」は違うのですか?

A.はい。全く異なるものです。「指導」は明確な目的を持ち、相手がいい方向に成長するよう教え、導く行為です。一方、「パワハラ」は相手の成長ではなく、自らの感情を優先し、相手にぶつけている行為です。意味もなく、人前で怒鳴りつける行為などは感情のみですからパワハラに該当します。なお、何度も同じ失敗をする部下に対し、再発防止策を講じるため注意することは指導です。

Q.「パワハラだ」と訴えられれば

パワハラになってしまいますか?

A.実際にパワハラに該当するかは「受け手の基準」と「パワハラ定義の基準」の2つを考慮する必要があります。「受け手の基準」とは被害を受けた側がどう感じているかです。人間の感覚の部分ですので、人によってその基準は変わります。例えば、「アホか」という言葉でも「罵声を浴びせられた」と思う人

がいる一方、「単なる口癖かな」と思う人もいます。このように感覚はバラバラです。したがって、「受け手の基準」のみでは正しく判断できませんので、客観的視点から「パワハラ定義の基準」を満たすかも確認します。「パワハラ定義の基準」とは上記で述べてきたパワハラの定義に該当するかです。何よりも、訴えがあった際には、まずは、事情を真摯に聞き、事実関係を冷静に判断しましょう。

Q.パワハラをする人の特徴はありますか?

A.一例としては「パワハラの自覚が薄い」「支配欲が強い」「言いたいことを言ってしまう」「相手によって態度が違う」「地位の高い人から評価を受けている」などが挙げられます。

Q.パワハラに対し、

事業主としてやるべき対応は何ですか?

A.次の「対策」をご覧ください。

次ページへ →

ま | と | め

パワハラが発生すると当事者だけの問題ではなく、事業主にも責任が及びます。実際に事業主に対し、損害賠償命令が出されている事例も多くあります。また、パワハラは発生すれば、職場の雰囲気は悪くなり、いいことは何一つありません。施設を守るため、職員を守るためにきちんと対策をしましょう。

- ①ハラスメント発生時の相談役を決めておく(最低男女1名以上ずつ)
- ②ハラスメント防止策、発生時の対応方法、加害者・被害者の処遇をどうするか決めておく
- ③上記を書面化し周知させる
- ④ハラスメントの具体例をあげた研修を行う(社労士や専門家が理想)

※予防すること、発生させないこと、発生時の対応方法を示すことが大切です。



なお、次のような現象が職員にみられた場合は
パワハラを受けているかもしれません。注意してください。

- ・元気がない
- ・遅刻するようになった
- ・急激に痩せた、太った
- ・身なりが変わった
- ・居眠りをするようになった
- ・ミスが増えた



パワハラが疑われる場合や発生した場合には

(I) 肯定しながら話を聞く、(II) どうしてほしいのか具体的に聞く、(III) 意志に沿って対応する、の
3点を特に意識し、対応しましょう。

ハラスメント防止規程

セクハラに対しては男女雇用機会均等法において、セクハラの内容やその対策、対応、プライバシーに関することなどの方針を定めポスター掲示や就業規則盛り込みなどで周知させることを事業主の義務としています。そして、今後はパワハラについても義務化が予定されています。これを機にハラスメント全般について、「ハラスメント防止規程」を作成することをお勧めします。



なつてしまつたら
認知症に
相続人が



相続専門部
林 宏樹

— ケース —

被相続人がお亡くなりになり、相続人として配偶者、長男、長女がいらっしゃいます。被相続人は生前に遺言書を作成していませんでした。配偶者は認知症で相続発生時点で施設に入居していましたが、成年後見人は選任していません。

【上記ケースの手続き】

遺産分割協議を行う際に成年後見制度の利用が必要

認知症等の理由で判断能力が不十分な方が、財産を管理したり、契約を結んだり、遺産分割協議をする必要があつても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。成年後見制度とは、このような場合、自分の代わりに第三者に判断してもらうことで、法的な手続きを行えるよう作られた制度です。

今回のように遺言書がない場合、相続手続きを進めていく中で遺産分割協議を行う必要があります。相続人が認知症である場合、遺産分割協議を行うことができません。遺産分割協議行うためには、まず成年後見人を選任する必要があります。

成年後見制度の手続き

成年後見人の申立ては被後見人の住所地を管轄する家庭裁判所で行います。申立てができる方は、本人、配偶者、四親等内の親

族に限られます。家庭裁判所への書類の提出、面談調査、医学鑑定等を行い、成年後見人が決定(審判)されます。一連の手続きを経て、成年後見人が決定されるまで約1ヵ月かかります。

相続人である成年後見人は遺産分割協議の代理権がなくなる

選任時、相続人である成年後見人は代理権がなくなる為、注意が必要です。認知症である相続人と成年後見人が同じ相続人という立場になってしまふと、成年後見人である相続人が多く財産を取得した分だけ、認知症の方が取得する財産が少なくなるという関係が成り立つてしまうからです。この場合、家庭裁判所に特別代理人の選任申立てを行い、遺産分割協議における認知症である相続人の代理人を決めなければいけません。

【生前対策(上記の手続きを行わないで済む方法)】

● 遺言書の作成

被相続人が生前に遺言書を作成していれば、遺産分割協議を行わず、遺言書の内容に従い遺産を分割することができます。相続人に認知症の方がいる場合は、成年後見制度の手続きを行わないで済むため有効な手段です。

※相続対策をご検討の際は、弊社までご相談ください。

● 家族信託の利用

家族信託とは、被相続人が認知症で自身の財産を管理できなくなる前に、保有する不動産や預貯金などを信頼できる家族に託し、代理で管理や運用してもらう契約のことです。家族信託は遺言書と異なり、ご自身の財産を子だけでなく、孫の代まで財産の承継方法を決めることができます。

合氣道に学ぶ セルフコントロール

～心とからだの健康を目指して～

東日本事業部 佐藤大樹

デスクワークを主戦場とするゆびすいグループの社員。長い時間パソコンとにらめっこをしていて、ふと気がつくと背中が丸まっていることもしばしば…。姿勢の乱れは思わぬけがや病気を引き起こす原因となり、心身の健康をなくしてしまってはゆびすいのお客様によりよいサービスを提供できなくなってしまいます。そんな社員の状況を放っておけないと危機を感じた澤田社長が立ち上がり、心とからだの健康を守るべく、自身が指導経験を持つ合氣道の技術を応用したセルフコントロールを、仙台支店の社員へ伝授しました。

1 心身一如と心身分離

心とからだがひとつになっている状態を「心身一如」、一方で、心とからだが別々になっている状態を「心身分離」といいます。好きなことや明確な目標に向かってからだを動かしているときは能率もあがり、時の経過が早く感じるため疲労もありません。「心身一如」の状態です。反対に「心身分離」の状態で、心を目標にはっきり向けて、なんとかなくからだを動かしていれば、能率はあがらず、疲労が蓄積してしまいます。いかに「心身一如」の状態を維持し、心身の充実を図れるかというところが重要になります。



目標に向かって指を指すという意識を持つと、他の人が腕を曲げようとしても簡単に曲がらない。



2 姿勢を意識する

心身を充実させるためには、まずからだが正しい姿勢を維持することが重要です。一般的な「気をつけ」の姿勢で立っている状態はからだがぶれやすい姿勢となり、肩に重い荷物などの負荷をかけると簡単に姿勢が崩れてしまいます。そこで正しい姿

勢をつくるために、背筋を伸ばし、腕を振りながら数回軽く足踏みをします。つま先立ちからゆっくりとかかとを地面につけ、少し足の親指に体重をかけるように立ちます。その姿勢で肩に負荷をかけられても簡単に姿勢が崩れなくなり、からだの強度

が増していることが分かります。かかとに重心がかかる姿勢はからだに負担をかけ、背中が丸まっているとからだが起きない状態をつくり本来の力を発揮することができなくなってしまいます。

3 心の静め方

よいパフォーマンスを発揮するとき、ひとの意識は下腹部に定まっているといわれることがあります。それに対して「頭にくる」、「上がる」という表現があるように、本来あるべき場所より高いところに意識があると、思うような結果を得ることができます。本来の力を発揮するために、意識を定める場所が「臍下(せいいか)の一点」です。臍下とはおへその下という意味

で、立った状態で下腹部に力を入れても、力が入りにくい部分です。私の場合おへそよりこぶし一個分くらい下にありました。立っている場合は先述の方法で正しい姿勢をつくり、その上で「臍下の一点」を意識すると、近い距離で複数の人に見られても人目が気にならなくなったり、耳元での急に大きな音を鳴らされても動じることなく、ストレスを受け流すことができました。

椅子に座っているときはおへそからまっすぐ下の、椅子の座面あたりを意識するということです。他にもいいアイディアが浮かばないときに直感が働きやすいということやスポーツなどへの応用もあるようです。短い時間ながら、心とからだが一体となり、本来の力を発揮することで心身に活力と耐性が生まれ、それが健康へつながっていくことが感じ取れました。



意識をしない状態で肩に負荷をかけられると姿勢は崩れてしまう。



正しい姿勢で臍下(せいいか)の一点を意識することにより、肩に負荷をかけられても簡単に姿勢を崩されなくなる。



合氣道は武道というイメージから、投げ技など派手なところに目が行きがちでしたが、日常生活にも応用できるということが随所に感じられました。実際に投げるという所作をとっても強引に相手を投げるということではなく、合氣道の原則から、相手の心や立場を理解して尊ぶことを重視し、行きつく場所へ自然に導くという話がありました。

コミュニケーションへの応用について、武道で相手との距離を表す「間合い」の話もありました。武道では間合いは近すぎても遠すぎても成果をあげることができませ

んが、日常生活でひとと話をするときも相手に不快な思いをさせない適切な間合いを意識することがコミュニケーションの成功の秘訣ということです。

合氣道では活氣に溢れ、いきいきとしていることを「氣が出ている」と表現するそうです。「氣」という漢字ではなく「氣」を使う由来は四方八方に氣が出るということから来ています。普段はあまり意識しませんが、疲れているときなど、活氣がないとき、息があががてしまったり、呼吸が短くなってしまうことがあります。そのようなとき氣を補充する方法として有効な呼吸法の実

践にもふれました。息を吐くことに重点を置かれましたが、息を吐くにまかせて吐ききることにより、よりたくさんの空気を吸うことができ、リフレッシュすることが実感されます。自身の心とからだが充実し、周囲に対して「氣が出ている」状態をつくることが今回のテーマのひとつでした。合氣道には同時に相手の氣を尊ぶという考えもあります。周囲のひとからそれぞれに氣が出てそれをお互いに尊重できるということが、お互いの健康や、よりよい関係をつくる好循環を生むということを感じることができました。

社員の健康を守ってくれた澤田社長ありがとうございました！

次回「澤田社長が行く」にもご期待ください。

消費税率の引上げと資金繰りへの影響

ゆびすいグループ 大阪事業部

山下 裕太
木村 宏二

はじめに

令和元年10月1日より、消費税の税率が8%から10%に変更となりました。また、一部の取引は8%となる軽減税率も導入され、まだまだ経理処理に慣れないところだと思います。今回は、増税後の資金繰りについて注意しておくべき点がありますのでご紹介します。

1. 資金繰りへの影響

消費税の精算の仕組みは、預かった消費税額から支払った消費税額を差し引いた差額を国に納付することとなっております。そして、税率が10%に引き上げられたことにより、預かった消費税額、支払った消費税額がそれぞれ増えることになるため、一時的に資金繰りに影響が出ます。その影響は、仕入れや売上について前払いや後払い、前受けや掛売りなど資金決済がどのようにされるかにより異なります。

一般的に資金の流れは①「先払い、後回収（製造業・建設業など）」、②「先回収・後払い（飲食業・小売業など）」のいずれかに該当します。消費税率の引上げにより、特に仕入れ時等の運転資金の支出が増えたため、①のパターン（先払い、後回収）に該当する業種は注意が必要です。

免税事業者（課税売上高が1000万円以下の事業者等）は、消費税の納税が免除されていますが、仕入・諸経費の支払時に消費税を含んだ金額を支払っています。したがって、免税事業者も資金繰りに気を付けなければなりません。

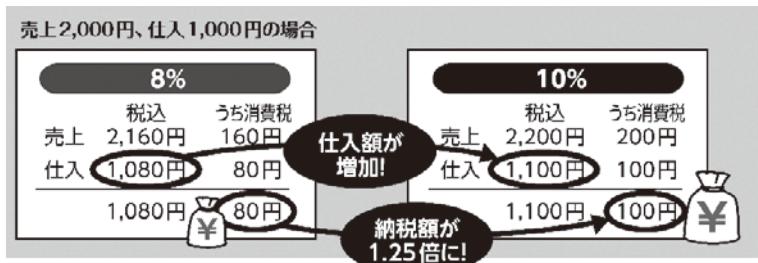
また、輸出をしている会社は資金繰りが一時的に悪化します。輸出取引の場合、輸出時は消費税の預かりがなく、一方で輸出商品は国内で仕入れているため、業者に支払う消費税分だけ資金繰りが圧迫します。申告時に還付はされるものの、期中の資金繰りは悪化します。

2. 決算申告時の納付税額に注意

税率引き上げの影響

消費税率10%への引上げにより、8%時と比べ納税額は1.25倍になります。

出典：日本商工会議所「中小企業のための消費税軽減税率制度導入と消費税転嫁対策」



具体例（売上・経費が変わらない場合）

業種：サービス業、売上：年間1億円（税抜）、経費：年間8千万円（税抜）（うち人件費4千万円*）

*人件費は消費税がかかりません。→ 経費の消費税課税対象額は4千万円

消費税率が8%の場合	消費税率が10%の場合
売上に係る消費税：1億円×8%＝800万円	売上に係る消費税：1億円×10%＝1,000万円
経費に係る消費税：4千万円×8%＝320万円	経費に係る消費税：4千万円×10%＝400万円
差額（納税額）：480万円	差額（納税額）：600万円

3. 今からできる資金繰り対策

資金繰りが悪化した場合、金融機関等からの借入を第一に考えがちですが、これは抜本的な資金繰りの改善にはつながりません。「勘定合って銭足らず」という言葉があるよう、売上や利益が伸びていたとしても手元の資金は確保しなければなりません。

■納税準備預金の活用

日々の資金繰りに消費税の納付分まで検討されていない方は、消費税分を日々の運転資金とは分けて管理することをおすすめします。

■回収や支払のタイミングを把握、改善

資金の回収や支払のタイミングを把握し、「支払よりも入金を早めること」を意識して改善することで、運転資金を確保します。ただし、資金の回収や支払時期の改善は、取引先への影響も考慮して慎重にご検討いただく必要があります。

■回収方法の見直し

自社の売上面から、回収方法を見直すことは資金繰り対策で有効です。

①掛売上が増加しすぎていなか

→売掛金が多い取引先をピックアップし、与信の重点管理先を把握する。

②回収条件を緩和した営業をしていか

→営業担当者に契約条件等を確認し、営業業務の社内管理を強化する。

③前受売上（頭金、回数券の販売等）を増やすことはできないか

→前受売上ができる販売方法を考え、資金を早期回収できるよう改善する。

■請求漏れ、未回収債権の定期的な確認

請求漏れや未回収の債権金額と遅延の度合いを把握し、督促をする時期ややり方を含め、社内の管理体制を整えましょう。

■適正在庫の管理

在庫を抱えるということは、その分資金が減っているということです。不要な在庫は資金繰りを圧迫するため、調達から販売するまでの期間を短縮できないか、また、販売計画との連携がポイントです。

○在庫の見直しポイント

- ・内部管理の不備で二重発注していないか。
- ・価格が安い時に過剰に大量発注し過ぎていないか。
- ・在庫が想定通り回転しているか
- ・陳腐化しているものはないか、売れない在庫の処分の検討



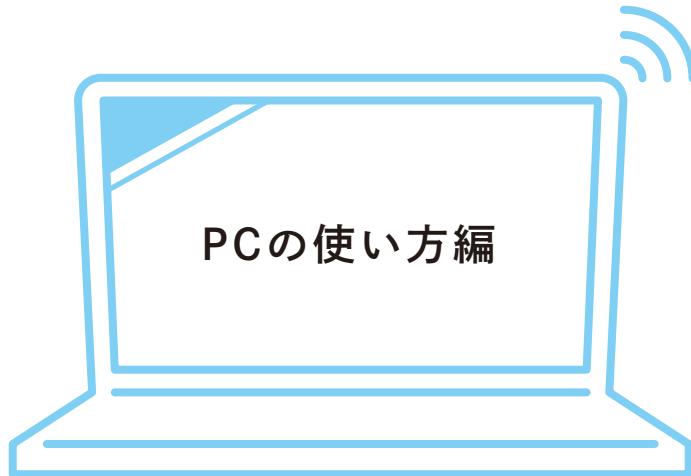
■金融機関とのコミュニケーション

現在取引している金融機関に対し、決算状況や今後の経営計画について情報を共有しましょう。定期的な連絡や報告をすることで、融資の相談を円滑に進めることができます。

おわりに

10月から消費税率が10%に変更されたばかりで、まだまだ慣れないところもあると思います。また、予定納税額も考慮すると、税率変更の影響は2期に及びます。軽減税率に該当するかどうかの判定や請求書の記載事項など変更点は多岐にわたります。その変更に馴染むまでは時間がかかるかもしれません、とにかく慣れていかなければいけないですね。





＼インタビュアー／

先日ゆびすいの社内で、「PC研修」が開催されたと聞き、講師を務めてくれた、情報管理室の小宮氏に内容を伺いに来ました。「小宮さん宜しくお願いします」



小宮氏 宜しくお願いします。

インタ 早速ですが、PC研修はどういったことを目的に行われたのでしょうか？

小宮氏 今年度のゆびすいの重点目標になっている「生産性の向上」を目的として実施してくれと依頼を受け開催しました。

インタ なるほど、確かに社員一人一人のPCスキルの向上は、生産性の向上の重要な手段ですね。

小宮氏 その通りです。今日では職種や業務内容を問わず、PCを利用して仕事をする時間が非常に長くなっていますし、RPAやAIが普及してもその傾向は間違いなく今後もしばらく続くでしょう。PCスキルは生産性と直結しますが、人によってはあまり得意ではないという方も多く見られます。また若い方でもスマートフォンなどのタブレットの利用が主流で会社に入るまであまりPCを触ったことがないという人もいます。

インタ 具体的にはどのような内容の研修をされたのでしょうか？

小宮氏

はい、あまり難しいことをいくつも同時に覚えてくださいといふとPCに対して苦手意識が生まれる可能性があると思ひ必要最小限のことをお伝えしました。

大きなテーマとしては

・トラブル回避

・ショートカットキーの利用による操作スキル向上

をテーマとして話しました。



インタ

私もちょくちょくPCの不調やトラブルに見舞われて、その度に小宮さんを頼ってしまっている気がします…。

小宮氏

ええ、その度に私たちの残業が増えるわけです。

インタ

！？Σ(￣□￣!!!) す、すみません。

小宮氏

冗談です、怒ってはいません(笑)。ただし想定外の業務になるのは元より、税務や労務の担当者のPCに不調が生じると、仕事に差し支えます。ひいてはそれがお客様へ悪影響を及ぼす可能性もあります。それは避けたいですよね。

インタ

おっしゃる通りです。

小宮氏

もちろん回避が不能なトラブルも存在しますが、多くのトラブルは回避することが可能です。それらを少しづつ潰していく。一つ一つは小さな取組みですが、積み重なれば会社としては大きな生産性の向上に繋がると考えています。トラブルが減れば皆さんが私たちに問い合わせる時間も短縮されますし、私たちが問い合わせを対応する時間も削減されどちらにも良い効果を生み出します。

インタ

本当にその通りですね。因みに私が良く起こすトラブルとして、エクセルのフリーズがあるのですが、どうしたら回避できますか？

小宮氏

トラブルを少しでも減らす為の原則として、「使わないソフトは閉じる」ことが挙げられます。PCにはPC毎にスペックがあり、処理ができる許容量が決まっていてその許容量を超えるとソフトやPC自体がフリーズしたり挙動がおかしくなったりすることがありますので使わないソフトはこまめに閉じた方が良いと言えるでしょう。またPCやソフトがフリーズした場合は、冷静に再起動をして下さい。

インタ

フリーズしている場合に無理やり再起動しても良いのでしょうか？

小宮氏

一概には言えませんが、しばらく待ってもフリーズが治らない場合はその方法しかありません。ただし当然再起動した後の保証はできませんよ(笑)。また再起動する場合は関連する機器もいっしょに再起動することをおすすめします。例えば印刷がうまくできないときはPCといっしょにプリン

ターの電源も一度落としてみるということです。

インタビュア
やはりまずはトラブルを起こさない事が大事なのですね。ではもう一つのテーマである、「ショートカットキーによる操作スキル向上」はどのような内容ですか？



小宮氏
はい、PC操作の基本的なコツとして「手入力をしない」「マウス・タッチパッドを使わない」という事が挙げられます。

インタビュア
興味深い内容ですね。具体的にはどういうことでしょうか？

小宮氏
手入力はミスを生みます。弊社もそうですが、事務的な業務としてシステム等にデータを入力・転記するという作業があります。その際に手入力するとミスが発生するので、手入力でなくデータをコピーしてそれを張り付ける事が大きなコツとなります。ミスするとそれを修正する手間が発生しますので極力ミスする確率が少なくなる手段を選択することが大切です。転記するという作業であれば人間よりPCの方が正確ですから。

インタビュア
確かにシステムへのデータ転記のミスは大きなトラブルに繋がりますね。

小宮氏
はい、生産性の向上の為にはミスを減らし、余計な業務を発生させない事が重要です。

インタビュア
「マウスを使わない」というコツについては、エクセルの達人はマウスを使用しないという話を聞いたことがあります。具体的にはどうすれば良いのでしょうか？

小宮氏
まずは、重要なショートカットキーを覚えて下さい。操作の度にマウスやタッチパッドに持ち変えているとやはり作業に時間がかかります。マウスやタッチパッドに持ち変えるひとつひとつはといった時間ではありませんが、積み重なると大きな時間になりますし、マウスやタッチパッドに持ち変えることは身体的にも負担になります。私自身ショートカットキーだけで操作するよう意識したところ肩こりが軽減したような気がします。

インタビュア
私もある程度は使えるつもりなのですが、最近なかなか新しいショートカットキーを覚えてはいない気がします。どうすれば新しく覚えることができますか？

小宮氏
目的の設定だと思います。ショートカットを覚えることを目的ではなく、ショートカットキーを覚えて、キーボードだけで操作することを目的にして下さい。そうすると、自分がマウスを使った作業がわかると思います。その作業をキーボードでどのように行うのかを調べていくうちに、徐々に慣れてきますよ。

インタビュア
なるほど、参考になります。私も取り組んでみようかな。

小宮氏 はい、是非やってみて下さい。3ヶ月もあればマスターできると思いますし圧倒的に業務効率が上がると思います。またショートカットキー以外にもWindowsには業務効率が良くなるための機能が標準で搭載されていますのでインターネットで便利な機能などのキーワードで検索してみるとおもしろいかもしれませんよ。特にWindows10は半年に1度大型のアップデートがあり、その都度新しい機能が追加されています。

インタ いやー、この研修是非受けてみたかったです。誰に対しての研修だったのですか？

小宮氏 実は今回は大人数に対してではなく、社内の能力開発委員会のメンバー(能開)に向けて行いました。

インタ 若手やPCが苦手な人向けに開催すれば良いのではと感じますか？

小宮氏 今回は能開のメンバーに向けて開催し、彼らが3か月でショートカットをマスターすることで、今度は彼らが講師役となって周囲の人に教えていくそうです。

インタ なるほど！それでは3か月後の能開メンバーのスキルUP・業務効率UPが楽しみですね。

小宮氏 おっしゃる通り、私も非常に期待しています(笑)。会社によつてはマウスが使えない環境にするためにマウスをあえて支給していないというような話を聞いたこともありますので効果は確実にあるのではないでしょうか。



おわりに

お忙しい中、小宮氏に時間を頂戴し、ゆびすいの取り組みを伺つて来ました。確かにこのような取り組みが生産性の向上に繋がっていくのだろうと、強く感じました。またインタビュー終了後こっそりと「使えるショートカットキー」を教えて下さいと、お願いしたところ、快くベスト5を教えてもらいました。皆様も宜しければ是非使ってみて下さい。

ショートカットキー	内 容
TAB	入力画面(ボックス)等で次の項目へ進む
SHIFT+TAB	入力画面(ボックス)等で、前の項目に戻る
ALT+TAB	画面の切り替え、デスクトップの後ろのソフトへ移動
CTRL+Z	元に戻す(CTRL+Zの反対はCTRL+Y)
WIN+→(矢印)	画面をデスクトップの右半分に寄せる

SEMINAR REPORT

セミナーリポート

今回は、9月12日に天満橋で開催された、YNG研修会の様子をご覧ください。

YNGとは？

「Yubisui New Generation」の頭文字を取った造語。

ゆびすいグループのお客様企業の中で、若くして重要な役職についていらっしゃる方にお集まり頂いている会です。次世代の経営者様や経営幹部候補の方に向けて経営に必要となる、税務・労務を始めとした、様々な知識・情報を提供させていただいております。

会場でお客様のお話を伺うと「いや、社長行ってこいと言われて来たんです、あ!もちろんイヤイヤ来たわけではないですよ」という参加者の声を頂戴しました。参加者の方ももちろんですが、「後継者や幹部候補生を育てたい!」とお考えの現経営者の方からのニーズも非常に強いようです。

当日は、予定していた研修会場が満員となる30名以上のご参加を頂戴し、税務・労務・コンサルティングの担当者がそれぞれ、以下のテーマで登壇をさせていただきました。

「消費税直前対策!」 大阪事業部 山下裕太

「働き方改革と今後の法改正」 特定社会保険労務士 片岡哲也

「銀行との付き合い方2019」 中小企業診断士 神前和明

3コマとも分野が異なる上に、盛りだくさんの研修内容であったため、ご参加いただいた皆様はお疲れになつたのではないか?と心配になりましたが、研修後には「大変参考になった」「働き方改革の法改正についてもう少し詳しく教えて欲しい」というような声も上がっており、ご好評いただきました。

研修後は18時より懇親会となり、お酒を交えての楽しいひと時となりました。次世代の経営者の方や、若い経営幹部の方が多い為、マネジメントの難しさについてお話をされてたり、普段社内では話せない経営陣ならではのストレスの話などで盛り上りました。

ゆびすいでは、今後もお客様へ最新情報を提供していきたいと考えておりますので、ご都合が合う研修がございましたら、是非ご参加下さい。



「消費税直前対策:山下裕太」

